政府におけるオープンデータの推進について

田雜　征治
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

Current Measures for “Open Data” promotion by the Government of Japan

Seiji TAZO
Information Technology Strategy Planning Office,
Cabinet Secretariat

要旨:

我が国のオープンデータの取組は、平成24年7月にIT戦略本部で「電子行政オープンデータ戦略」が決定されてから、具体的に進められてきました。
このオープンデータの取組について、平成26年6月に改定された「世界最先端IT国家創造宣言」等の基本方針の概要を説明するとともに、公開データの利用ルール（政府標準利用規約）の整備と府省横断的なデータ検索システム（データカタログサイト）に関する最近の具体的取組を説明します。また、今後の展望と課題についても説明します。

キーワード:

政府のIT戦略、政府のオープンデータ、政府の取組、データカタログサイト

＜本日の報告内容＞

１．政府のIT戦略について
　　～「世界最先端IT国家創造宣言」～

２．オープンデータの概要

３．これまでの政府の取組

４．データカタログサイト（試行版）の公開
　および、今後の展望と課題

1．政府のIT戦略について
～「世界最先端IT国家創造宣言」～

（１）これまでの政府のＩＴ戦略の推移

2001年～　2006年～　2009年　2010年　～2020年

IT基本法施行（2001年1月）

e-Japan戦略（2001年1月）ブロードバンドインフラの整備

①インフラ
2005年のインターネット環境整備
・高　速 3,000万世帯
・超高速 1,000万世帯
②電子商取引、
③電子政府、
④人材

4分野

e-Japan戦略II（2003年7月）IT利活用重視

先導7分野でのIT利活用の促進
①医療
②食
③生活
④中小企業金融
⑤知
⑥就労・労働
⑦行政サービス

7分野

IT新改革戦略（2006年1月）ITによる構造改革力追求

①医療、②環境、
③ITによる安全・安心な社会、
④ITS、⑤電子行政、⑥IT経営、
⑦豊かな生活、
⑧ユニバーサルデザイン社会、
⑨インフラ、⑩安心できるIT社会、
⑪高度IT人材、⑫人的基盤づくり、
⑬研究開発、⑭国際競争力、
⑮国際貢献

15分野

三か年緊急プラン

e-Japan戦略2015（2009年7月）誰もがデジタル技術の恩恵を実感

■3大重点プロジェクト
①電子政府・自治体
②医療
③教育・人材
■産業・地域の活性化及び新産業
■デジタル基盤の整備

3＋2分野

新たな情報通信技術戦略（2010年5月）新たな国民主権の確立

①国民本位の電子行政の実現
・政府CIOの設置
・行政キオスク端末の設置・促進
②地域の絆の再生
・医療情報化
③新市場の創出と国際展開
・人・モノの移動のグリーン化の推進

3分野

世界で最も整ったインターネット利用環境を実現

一方で、これまでに利活用の促進に向けた戦略を策定したが、未だ、国民・社会全般において十分な利活用が進んでいるとは言えない。
【主な要因】
①コスト意識・利用者視点の欠如、②情報の連携や利活用を妨げる標準化・互換性の不足、③縦割り行政、規制の不十分な見直し、④業界団体等の導入主体の特性

（２）世界最先端IT国家創造宣言

平成25年６月14日閣議決定
平成26年６月24日改定

基本理念

１．閉塞を打破し、再生する日本へ

○ 景気長期低迷・経済成長率の鈍化による国際的地位の後退
○ 少子高齢化、社会保障給付費増大、大規模災害対策等、課題先進国
○「成長戦略」の柱として、ITを成長エンジンとして活用し、日本の閉塞の打破、持続的な成長と発展

２．世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて

○ 過去の反省を踏まえ、IT総合戦略本部、政府CIOにより、省庁の縦割りを打破、政府全体を横串で通し、IT施策の前進、政策課題への取組
○ IT利活用の裾野拡大に向けた組織の壁・制度、ルールの打破、成功モデルの実証・提示・国際展開
○ ５年程度の期間（2020年）での実現
○ 工程表に基づきPDCAサイクルを確実に推進

目指すべき社会・姿

世界最高水準のIT利活用社会の実現と成果の国際展開を目標とし、以下の３項目を柱として取り組む。

１．革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現

○ 公共データの民間開放（オープンデータ）の推進、ビッグデータの利活用推進（パーソナルデータの流通・促進等）
○ 農業・周辺産業の高度化・知識産業化、 ○ オープンイノベーションの推進等
○ 地域（離島を含む。）の活性化、 ○ 次世代放送サービスの実現による映像産業分野の新事業の創出

２．健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会

○ 健康長寿社会の実現、 ○ 世界一安全で災害に強い社会の実現
○ 効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現、 ○世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現
○ 雇用形態の多様化とワークライフバランスの実現

３．公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

○ 利便性の高い電子行政ｻｰﾋﾞｽの提供、○ 国・地方を通じた行政情報ｼｽﾃﾑの改革、
○ 政府におけるITガバナンスの強化

（３）現在のＩＴ総合戦略本部の下の会議体について

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（ＩＴ総合戦略本部）

本部長　　：内閣総理大臣
副本部長：IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣
本部員　　：本部長・副本部長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監及び有識者（10名以内）

新戦略推進専門調査会（親会）

会長：　内閣情報通信政策監（政府ＣＩＯ）
委員：　高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する政府の戦略等の推進管理等を行う

- 電子行政分科会
- 農業分科会
- 医療・健康分科会
- 人材育成分科会
- 防災・減災分科会
- 新産業分科会
- 道路交通分科会
- 規制制度改革分科会
- マイナンバー等分科会

eガバメント閣僚会議

- 各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議

電子行政オープンデータ実務者会議

- データワーキンググループ
- ルール・普及ワーキンググループ

パーソナルデータに関する検討会

- 技術検討ワーキンググループ

ＩＴコミュニケーション活用促進戦略会議

情報セキュリティ政策会議

- ＩＴ利活用セキュリティ総合戦略推進部会

2. オープンデータの概要

（１）公共データの民間開放（オープンデータ）のイメージ

公的機関が保有するデータを、民間が編集・加工等がしやすい形で、インターネットで公開
⇒ 多様な公共データと民間が保有するデータを組み合わせた新サービス・新ビジネスの創出

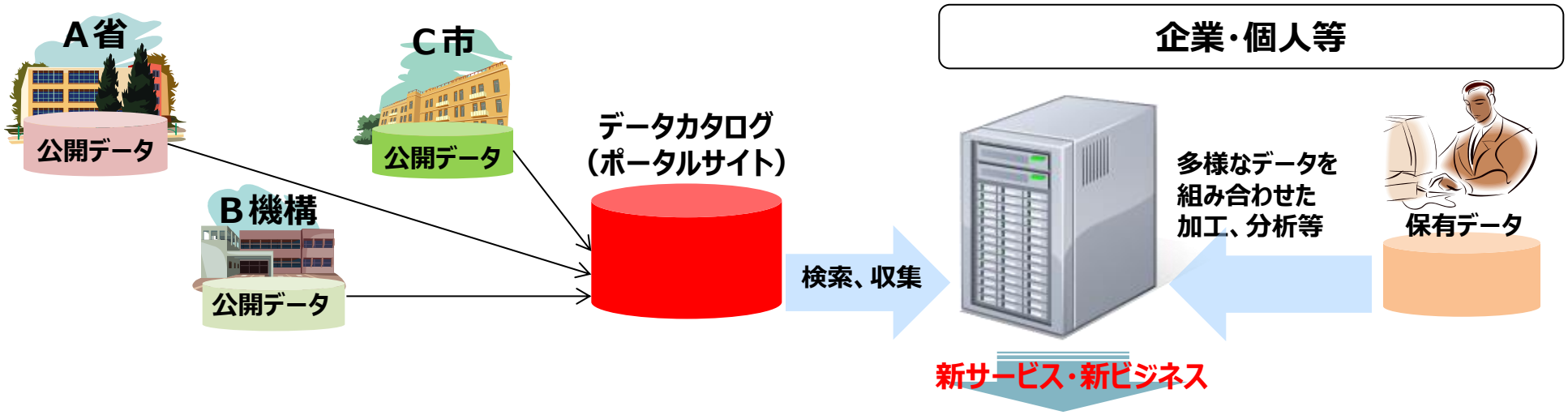

（経団連調査で利用イメージが示されているデータの例）
①交通量、道路交通情報、通行規制情報など
②地域ごとの世帯構成・年収・大気汚染濃度・騒音測定値・犯罪情報、土地登記簿データ、路線価データなど
③公共インフラ（道路、橋梁、公共施設等）の仕様や寿命等を示す工学データ、資産・負債等の財務データ、保守保全情報、稼働実績など

（経団連調査で示されている利用イメージの例）
①スマホやカーナビに連動させた混雑回避・災害時の誘導、新たな保険商品の開発
②不動産取得・賃貸時の評価・価格妥当性判断に活用
③リニューアル需要の予測・新規提案、事業の採算性判断、事故で破損した施設の損害額の算定等に活用

現状・課題

- ○ 公共データの利用に制約（ルールが不明確等）
- ○ コンピュータ処理が困難なデータ形式で公開
- ○ 目的のデータの有無や所在が分かりにくい

課題解決のための取組

- ○ 公共データの自由な編集・加工等を認めるルールの整備
- ○ コンピュータで処理しやすいデータ形式での公開
- ○ データの案内・横断的検索が可能な「データカタログ」（ポータルサイト）の整備

（２）オープンデータの意義と利用イメージ

意義	利用イメージ
経済の活性化、新事業の創出	データ収集や各種コードによるデータの横断的利用が機械で自動的に可能になることからコスト圧縮ができ、新しいサービスを提供するビジネスが可能となる。 例：　気象、地質、交通その他の観測・調査データのような専門的データを収集・分析してビジネスに活用するなど
官民協働による公共サービスの実現	複数の行政機関や民間のデータを組み合わせることで、民間からも、生活利便を高めるサービスや災害時に有用なサービスを提供できる。 例：　子育て、教育、医療、福祉等の身近な公共サービスの内容、品質等を利用者に分かりやすく示す、災害時に迅速に複数の情報を組み合わせた情報発信が可能となるなど
行政の透明性・信頼性の向上	政策・事業に関する計画、決定過程、決定内容、結果等について、横断的に検索・集計・比較することで、政策の変化・特徴の把握や、政策の妥当性の理解・評価ができる。 例：　補助金や政府支出について、府省、分野、地域、支出先等別に分析するなど

（３）海外におけるオープンデータの取組

欧米を中心に、近年、オープンデータの取組が積極的に進められているが、多くの国に共通する事項として、次のようなものが挙げられる。

○ 新サービスの創出等、経済効果を意識
※ＥＵにおけるオープンデータがもたらす経済効果は1,400億ユーロと試算されている（民間による試算）。
○ 公共データの機械判読可能な形式での公開、営利目的も含めた再利用の促進
○ 統一的ライセンスの採用
○ データポータルサイトの開設
○ アイデア募集、コンテスト等による民間等の意見を反映させる取組

主要国の主な取組

ＥＵ	英国	フランス	米国
■ＰＳＩ再利用に関するＥＵ指令を制定（2003） ■欧州オープンデータ戦略（2011）	■キャメロン首相「透明性 アジェンダ」の発表（2010） ■ポータルサイト開設 data.gov.uk（2010）※独自ライセンス ■Transparency Boardの設立（2010） ■ODIの設立(2012)	■サルコジ大統領 オープンデータに関する演説（2011） ■Etalabの設立（2011） ■ポータルサイト開設 data.gouv.fr（2011）※独自ライセンス	■オバマ大統領 Open Governmentに関する覚書を発表（2009） ■ポータルサイト開設 data.gov(2009)※パブリックドメイン ■デジタル戦略の発表（2012）

（４）サービスの事例①　ＭＲＩＳ「住む前に全てが分かる不動産高度情報サービス」（米国）

不動産に関する様々な情報を、不動産業者だけでなく一般消費者へ分かりやすく提供

公的機関

人口統計

公共交通機関

教育

気候

健康/ヘルスケア

選択／加工／編集

ＭＲＩＳ（Metropolitan Regional Information Systems）

不動産情報（価格、写真、部屋、地図等）

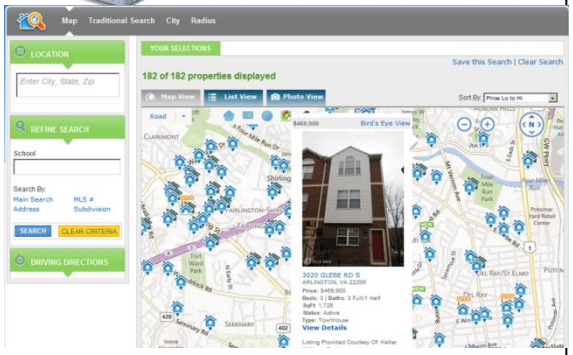

不動産検索のイメージ

有償提供

不動産業者

より正確な不動産評価

一般消費者

不動産に関わる情報
- 先生１人あたりの生徒数
- 生徒１人あたりの支出額
- 生徒数
- １人あたりの医師数
- 医療経費指数

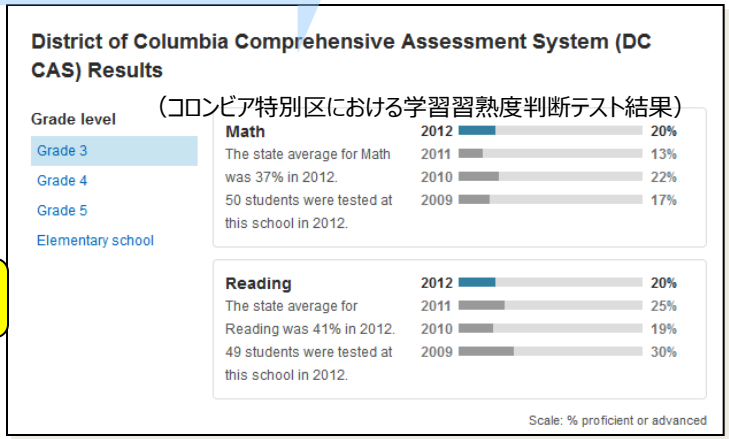

サービスの特徴

- 1993年創業
- 登録物件総数54,266件
  (住宅37,353件、
  土地13,207件)
  (2012/11/15現在)

新たに創出したビジネス・市場

- 25の不動産協会（協会メンバーの不動産業者数：約５万）が契約。
- 主要なツールやデータ、サービスをCore Products、Premium Productsとして不動産業者等に有料で提供。
- サービスの推定年間売上高：5,000万ドル

（４）サービスの事例② 税金はどこへ行った？（日本版）

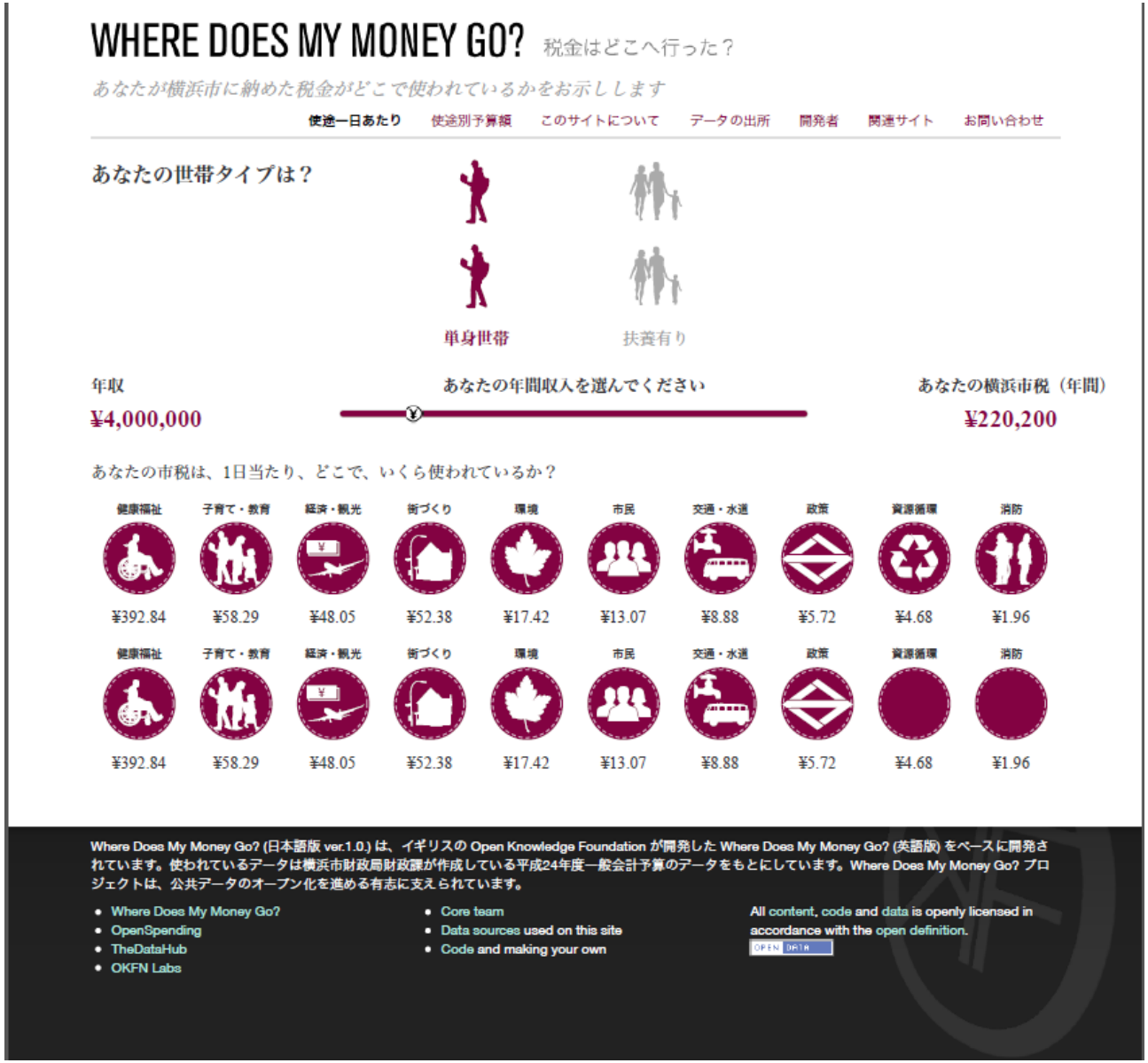

- イギリスの Open Knowledge Foundation が開発した Where Does My Money Go? (英語版) をベースに開発。運営は市民が主体。
- 住民の年収のうちいくらが市税や町税で、それらが何の目的に使われているのか、1日当たりの金額で可視化するWEBサービス。
- 日本では2012年に横浜から始まり、現在では千葉、仙台、福岡、名古屋など、**149都市**に拡大

（５）今までデータ公開の課題とその解決例

【利用ルールの課題】
　無断で転載や改変ができないために、データを組み合わせて編集、加工して自由に利用することができない

【公開形式の課題】
　ウエブサイト上の多くのデータが、機械判読可能な形式で公開されていない

【解決例】
　クリエイティブ・コモンズ・ライセンスCC-BYを採用したことにより出典を明示すれば自由に二次利用可能に

【解決例】
　機械判読可能な形式で公開したことにより、民間が創意工夫を発揮した新しいサービスを提供

事例

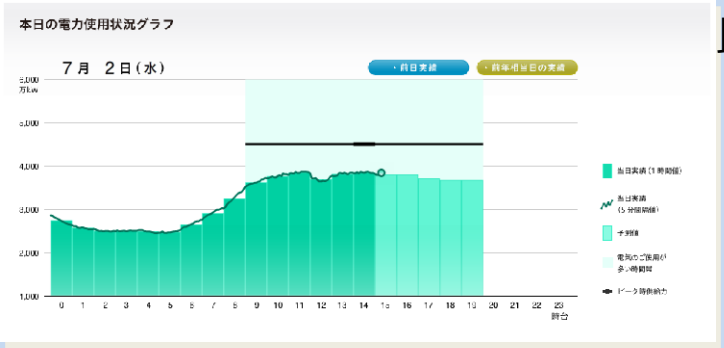

「csvデータを公開したことにより、民間によるアプリ開発が容易に」

DATE	TIME	当日実績(万kW)	予測値（万kW)
2014/7/2	0:00	2736	0
2014/7/2	1:00	2566	0
2014/7/2	2:00	2497	0
2014/7/2	3:00	2494	0
2014/7/2	4:00	2481	0
2014/7/2	5:00	2467	0
2014/7/2	6:00	2637	0
2014/7/2	7:00	2902	0
2014/7/2	8:00	3241	0

＜参考＞情報公開とオープンデータの違い

情報公開	オープンデータ
○目的： 　行政機関の保有する情報の一層の公開を図ることで、政府の活動を国民に説明する責務を全うするため ○対象： 　情報公開法の不開示情報を除く行政文書 ○公開方法： 　請求者が請求したものだけが、通常は紙ベースで請求者に開示される。 　また、開示された情報の二次利用の制約がある。	○目的 ①経済の活性化、新事業の創出 ②官民協働による公共サービスの実現 ③行政の透明性・信頼性の向上 ○対象： 　広く公開可能で二次利用が認められる情報（データ） ○公開方法： 　ウェブサイト上で、二次利用を認めるライセンスで機械判読可能なデータ形式で公開

3. これまでの政府の取組

（１）政府のオープンデータの取組の進展状況

平成24年7月	「電子行政オープンデータ戦略」	・機械判読可能なデータ形式、営利目的を含む二次利用の促進、スモールスタートなどの４つの基本原則を記載 ・推進体制として、官民による実務者会議について記載

平成24年12月　電子行政オープンデータ実務者会議（第１回）開催
平成25年　6月　内閣情報通信政策監（政府ＣＩＯ）設置

平成25年6月	「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」	・経済活性化の取組としてオープンデータを位置づけ ・データカタログサイトについて、平成25年度に試行版、平成26年度に本格運用を開始することを記載 ・2015年度末に他の先進国と同水準の公開の実現を目標
	「世界最先端ＩＴ国家創造宣言工程表」	・創造宣言の目標実現に向けた関係府省の施策を記載
	「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」	・３年程度を視野に、取り組むべき内容を網羅的に整理 ・優先的に取り組むべき重点５分野を整理

平成25年12月　データカタログサイト試行版立ち上げ

平成26年6月	「政府標準利用規約（第1.0版）」	・各府省ホームページで公開するコンテンツについて、基本的に、出典の記載を条件に二次利用を認める
	「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」及び工程表　改定	・民間のニーズ等を踏まえたカタログ掲載データの充実、地方公共団体のオープンデータの取組の促進等を追記

平成26年10月　データカタログサイト本格版　運用開始予定

（２）電子行政オープンデータ戦略の概要

平成24年7月IT戦略本部決定

◆ 戦略の意義・目的

① **透明性・信頼性向上** → 行政の透明性の向上、行政への国民からの信頼性の向上
② **国民参加・官民協働推進** → 創意工夫を活かした公共サービスの迅速かつ効率的な提供、ニーズや価値観の多様化等への対応
③ **経済活性化・行政効率化** → 我が国全体の経済活性化、国・地方公共団体の業務効率化、高度化

◆ 基本的な方向性

【基本原則】① 政府自ら積極的に公共データを公開すること
② **機械判読可能で二次利用が容易な形式で公開すること**
③ **営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること**
④ 取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと

◆ 具体的な施策

【平成24年度】以下の施策に着手

1 **公共データ活用の推進** （公共データの活用について、各府省、民間と連携し、実証事業等を実施）《内閣官房、総務省、経済産業省》
①公共データ活用ニーズの把握 ②データ提供方法等に係る課題の整理、検討 ③民間サービスの開発

2 **公共データ活用のための環境整備** （実証事業等の成果を踏まえつつ、公共データ活用のための環境整備）《内閣官房、関係府省》
①公共データ活用のために必要なルール等の整備（データ公開時の著作権の取扱い、利用条件等） ②データカタログの整備
③データ形式・構造等の標準化の推進等 ④提供機関支援等についての検討

【平成25年度以降】ロードマップに基づき、各種施策の継続、展開 《内閣官房、関係府省》

◆ 推進体制等

【推進体制・制度整備】オープンデータを推進するための体制として、速やかに、官民による実務者会議を設置
①公共データ活用のための環境整備等基本的な事項の検討 《内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省》
②今後実施すべき施策の検討及びロードマップの策定 ③各種施策のレビュー及びフォローアップ

【電子的提供指針】フォローアップの仕組みを導入し、「具体的な施策」の成果やユーザーの要望等を踏まえ、提供する情報の範囲や内容、提供方法を見直し
《内閣官房、総務省》

（３）電子行政オープンデータ実務者会議の体制と構成員

電子行政オープンデータ実務者会議

<有識者>
- 尾羽沢 功　インフォアジャパン株式会社 代表取締役社長
- 川島 宏一　佐賀県特別顧問、株式会社公共イノベーション代表取締役
- 小池 博　株式会社日立コンサルティング　社会イノベーション＆インキュベーション本部　ディレクター
- 越塚 登　東京大学大学院 情報学環 教授
- 武田 英明　国立情報学研究所 教授
- 長谷川 孝　横浜市 政策局担当理事
- ◎村井 純　慶應義塾大学 環境情報学部長
- ○横溝 陽一　株式会社リガク 取締役専務執行役員 営業本部本部長
- 渡辺 智暁　国際大学GLOCOM 主任研究員／准教授

◎は主査、○は主査代理

<関係府省>
内閣府、警察庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国土地理院、環境省、内閣官房、※文化庁、※国立国会図書館

※はオブザーバー

データWG

<主な検討課題>
データ形式・構造の標準化、データカタログ等

<有識者>
- 植原　啓介　慶應義塾大学 環境情報学部 准教授
- 大向　一輝　国立情報学研究所 准教授
- ○小池　博　株式会社日立コンサルティング　社会イノベーション＆インキュベーション本部　ディレクター
- ◎越塚　登　東京大学大学院 情報学環 教授
- 坂下　哲也　一般財団法人日本情報経済社会推進協会　電子情報利活用研究部 部長
- 平田　明弘　SAS Institute Japan株式会社　ソリューションコンサルティング　第二本部　ビジネスソリューショングループ　担当部長
- 村上　文洋　株式会社三菱総合研究所　公共ソリューション本部　主席研究員

<関係府省>
内閣府、警察庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国土地理院、気象庁、環境省、内閣官房、※国立国会図書館

◎はワーキンググループ主査、○はワーキンググループ主査代理、※はオブザーバー

ルール・普及WG

<主な検討課題>
公共データ活用のために必要なルール等、提供機関支援、周知・普及等

<有識者>
- 井上 由里子　一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授
- ◎川島　宏一　佐賀県特別顧問、株式会社公共イノベーション代表取締役
- 川野　毅　アクセンチュア株式会社 公共サービス・医療健康本部　シニア・マネジャー
- 関　治之　ジオリパブリック 代表社員／ＣＥＯ
- 竹井 淳　インテル株式会社 執行役員 技術政策推進本部本部長
- 畠　良　ヤフー株式会社　社長室　コーポレート政策企画本部　政策企画室　総合企画　主幹
- 森 亮二　弁護士
- ○渡辺 智暁　国際大学GLOCOM 主任研究員／准教授

<関係府省>
内閣府、警察庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国土地理院、環境省、内閣官房、※国立国会図書館

◎はワーキンググループ主査、○はワーキンググループ主査代理　、※はオブザーバー

（４）「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」（閣議決定。平成26年６月24日改定）におけるオープンデータ

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

１．革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現

（１）オープンデータ・ビッグデータの活用の推進

①　公共データの民間開放（オープンデータ）の推進

公共データについては、オープン化を原則とする発想の転換を行い、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開する。

このため、**電子行政オープンデータ推進のためのロードマップを踏まえ、**2013年度から、公共データの自由な二次利用を認める利用ルールの見直しを行うとともに、機械判読に適した国際標準データ形式での公開の拡大に取り組む。また、各府省庁が公開する公共データの案内・横断的検索を可能とするデータカタログサイトについて、2013年度中に試行版を立ち上げ、広く国民の意見募集を行い、2014年度から本格運用を**開始し、民間のニーズ等を踏まえ、当該サイトの掲載データを充実させる。**あわせて、データの組み合わせや横断的利用を容易とする共通の語彙（ボキャブラリ）の基盤構築にも取り組む。**さらに、各府省庁のWebサイトで提供するデータベースについて、API機能の整備を利用ニーズの高いものから優先的に進め、政府等で提供するAPIを紹介し、その機能や利用方法を解説するAPIの総合カタログを提供する。**

2014年度及び2015年度の２年間を集中取組期間と位置づけ、2015年度末には、他の先進国と同水準の公開内容を実現する。

地方公共団体については、その保有する公共データ等の流通・連携・利活用を効果的に行うための技術の開発・実証、観光等の公共データを一元的にオープン化する基盤の構築、地方公共団体における取組に関する考え方の整理等により、オープンデータの取組を促進する。

また、公共データの利用促進のために、コンテスト手法の活用、**活用事例集の作成**等により、利用ニーズの発掘・喚起、利活用モデルの構築・展開やデータを活用する高度な人材育成にも積極的に取り組み、新ビジネス・新サービスの創出を支援する。

【KPI】
・各府省庁のオープンデータ達成状況
・データカタログに掲載されるデータセットの数、アクセス数・ダウンロード数
・オープンデータを活用して開発されたアプリケーションの数

※太字は平成26年６月24日の改定時に追加・変更された部分

＜参考＞「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」工程表（IT総合戦略本部決定。平成26年６月24日改定）におけるオープンデータ

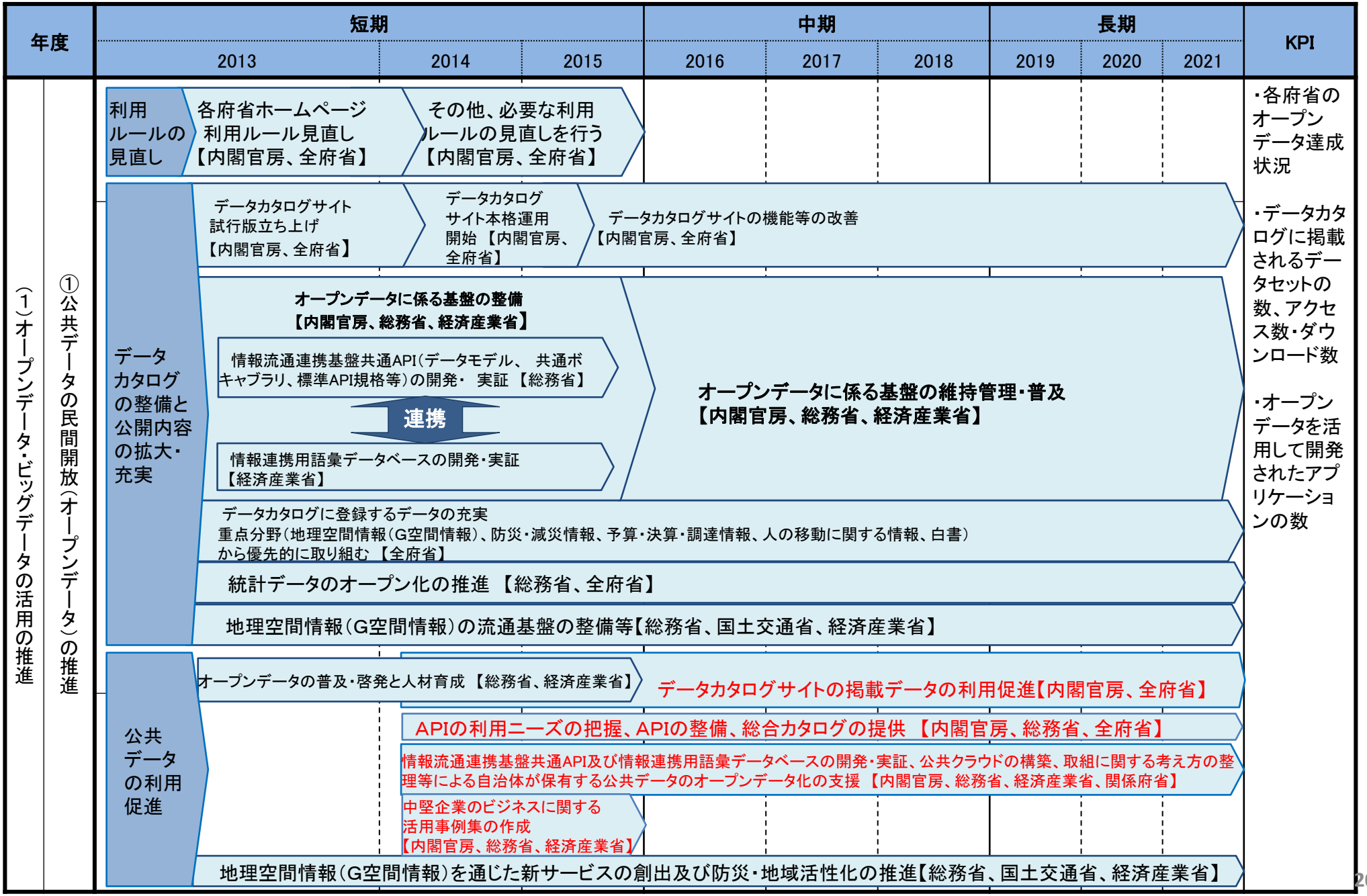

（５）電子行政オープンデータ推進のためのロードマップの概要

１　オープンデータ推進の重要性

（平成25年6月14日　ＩＴ総合戦略本部決定）

○　技術の進展等により大量・多様なデータの処理・利用が可能となってきている
　　→　政府、独法、自治体等が保有する公共データのビジネスや新サービスへの活用が期待されている
○　公共データの活用促進のため、営利目的も含めた二次利用可能なルール、機械判読（※）に適したデータ形式での公共データの公開（オープンデータ）を推進

（※）コンピュータプログラムが自動的にデータを再利用（加工、編集等）できること。

２　電子行政オープンデータ推進のための具体的取組

（１）二次利用を促進する利用ルールの整備

○国が著作権者である公開データについては、二次利用を認めることを原則とする。

（２）機械判読に適したデータ形式での公開の拡大

○今後インターネットを通じて公開するデータについては、機械判読に適した構造・データ形式でも公開することを原則とする。
○重点分野（白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報）から優先的に取り組む。

（３）データカタログ（ポータルサイト）の整備

○データの横断的検索や自動的提供等の機能を備えた「データカタログ」（ポータルサイト）を整備する。
（平成25年度に試行版の立ち上げ、平成26年度に本運用開始）

（４）公開データの拡大

○重点分野について、新ビジネスへの利用が期待される等のデータについて、実務者会議の検討を踏まえ、公開を拡大。
○新規公開のコストが低いもの、利用者のニーズが高いものは、公開できない・二次利用が認められないものを除き、公開を拡大。

（５）普及・啓発、評価

○ニーズの発掘・喚起、新サービス・ビジネスの創出のため、利活用の支援を行う。
○利用者のニーズ・意見を把握し、取組に反映させる仕組みを構築する。

３　電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ

○　各府省による平成25年度以降の進め方を、工程表として整理。
○　平成27年度末において、他の先進国と同水準のオープンデータの公開と利用を実現する。
○　ロードマップに記載された施策の取組状況や課題等について、内閣官房は各府省から適宜報告・説明を求める。

【参考】 電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ（工程表）

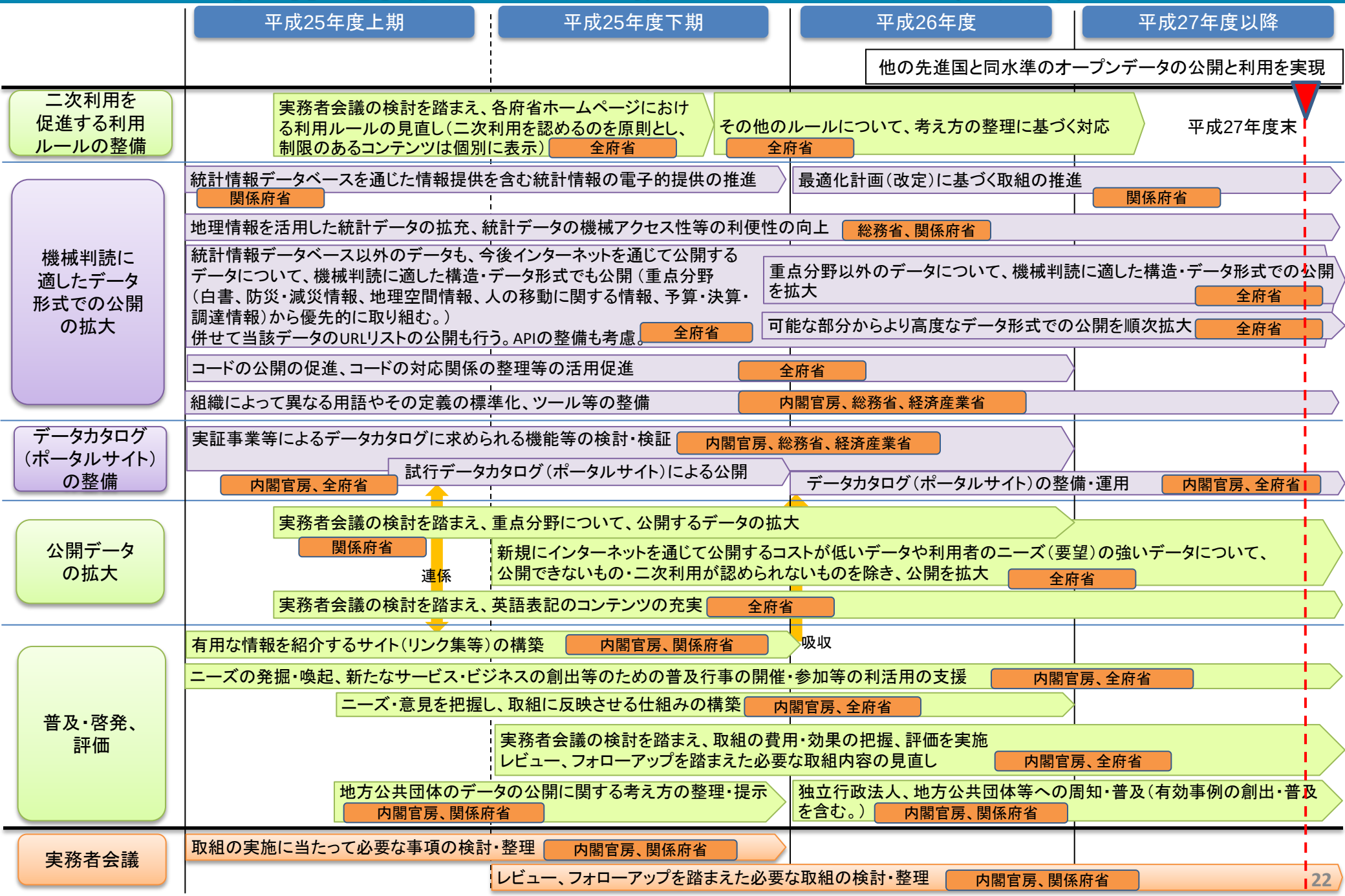

（６）二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）の概要

１．総論（ガイドラインの位置付け等）

（平成25年6月25日　各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成26年6月19日　改定）

○　オープンデータにより、①経済の活性化、新事業の創出、②官民協働による公共サービス（防災・減災を含む。）の実現、③行政の透明性・信頼性の向上が可能となる。

○　本ガイドラインは、基本的に、実務者会議の議論、先行的な府省の取組等をもとに、早急に取り組むべき事項として、各府省の保有するデータの公開に関する基本的考え方を整理したもの。

○　実務者会議の議論の進展や関連技術の進展を踏まえ、ガイドラインの内容は随時改定していく。

２．具体的な取組内容

（１）二次利用を促進する利用ルールの在り方

○国が著作権者である著作物については、広く二次利用を認める形であらかじめ著作物の利用に係る考えを表示する。

○著作権以外の根拠に基づき二次利用を制限する場合は、制限の範囲を必要最小限にし、その内容・根拠を明確に表示する。

○各府省は、速やかに、ホームページにおけるコンテンツ利用に関するルールを「政府標準利用規約（第1.0版）」に変更する。ルールの変更状況、変更後のコンテンツの利用状況等は、実務者会議でフォローアップする。

（２）機械判読に適したデータ形式による公開の拡大の考え方

○統計データについて、統計表のスプレッドシート又はCSV形式での作成・公表、統計データベースを通じたデータ提供を着実に実施する。統計データベースの地理情報を活用した統計データの拡充、機械からのアクセス性等の利便性向上を図る。

○新たに作成・公開する数値（表）、文章、地理空間情報は、機械判読に適したデータ形式でも公開することに努める。特に、重点分野（白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報）について、優先的に取り組む。

（３）インターネットを通じて公開するデータの拡大についての考え方

○原則公開の理念の下、①重点分野について、実務者会議の検討を踏まえ、オープンデータ化が適当なもの、②新規にインターネットを通じて公開するコストが小さいデータや利用者のニーズ・要望が強いデータは、公開できないものを除き、オープンデータ化。

３．別添１「政府標準利用規約（第1.0版）」
別添２「数値（表）、文章、地理空間情報のデータ作成に当たっての留意事項」

ガイドライン本文の「二次利用を促進する利用ルールの在り方」に関連して、各府省ホームページの利用ルールの見直しのひな形である「政府標準利用規約（第1.0版）」を、本文の「機械判読に適したデータ形式による公開の拡大の考え方」に関連して、新たに作成しインターネットを通じて公開する数値（表）、文章、地理空間情報のデータの作成に当たっての留意事項を、それぞれ、別添１、別添２として定めている。

（７）「政府標準利用規約（第1.0版）」の概要

（平成26年６月19日
各府省CIO連絡会議決定）

「政府標準利用規約（第1.0版）」は、各府省ホームページで公開するコンテンツの二次利用を広く認めることとするため、電子行政オープンデータ実務者会議の議論等を踏まえ作成した、各府省ホームページの新たな利用規約のひな形である。

１．基本的なコンテンツの利用ルール
　ホームページで公開しているコンテンツは、２．の別の理由ルールが適用されるコンテンツを除き、１）～７）に従って、自由に利用（複製、翻案等）できる。

１）出典の記載
ア　利用する際は、出典を記載すること。
イ　コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載すること。
　また、編集・加工した情報を、あたかも国が作成したかのような態様で公表・利用することは禁止。

２）第三者の権利を侵害しないようにすること
　コンテンツの中に第三者（国以外の者）が著作権等の権利を有しているものがある場合、利用者の責任で当該第三者から利用の許諾を得ること。

３）一定の利用形態の禁止
　法令、条例又は公序良俗に反する利用や国家・国民の安全に脅威を与える利用は禁止。

４）個別法令による利用の制約があるコンテンツについての注意
５）準拠法と合意管轄
６）免責
７）その他
　本利用ルールについては、平成27年度に見直しの検討を行うものとする。

２．別の利用ルールが適用されるコンテンツについて
　各府省において、１．とは異なる利用ルールが適用されるコンテンツを定めることができる。
（その具体的・合理的な根拠と併せ、該当するコンテンツを示すことが必要。）

＜参考＞Ｇ８サミットにおけるオープンデータに関する合意事項

2013年6月に英国で開催されたG8サミットでは、”Trade(貿易)“、”Tax(税)“、”Transparency(透明性)“ が主要テーマであった。「透明性」の中で、オープンデータについても取り上げられ、以下の合意文書が作成された（オープンデータがG8サミットで取り上げられたのは初）。

○　G8首脳合意文書（コミュニケ）

政府情報への容易なアクセス、透明性の確保、イノベーションの原動力など、オープンデータ促進の意義を挙げ、

- オープンデータ5原則を含む「オープンデータ憲章」の合意
- 2015年末までに憲章の内容を実施（2014年・次回会合での進捗確認）　等が盛り込まれた。

○　オープンデータ憲章（G8 Open Data Charter)

オープンデータ５原則

① **原則としてのオープンデータ**：すべての政府のデータは原則としてオープンデータとして公表されるとの期待を醸成
② **質と量**：適時・包括的・正確な高品質のデータを公開
③ **すべての者が利用できる**：すべての者がデータを獲得・利用でき、無料で制約のないものであるべき
④ **改善したガバナンスのためのデータの公表**：データ収集や公表の過程の透明性の確保
⑤ **イノベーションのためのデータの公表**：商業利用を含めデータの利用を普及と機械判読が容易な形式で公表

○　憲章の別添 ”共同アクション”（Collective Actions)

① 各国のアクションプランを公表する（2013年10月）
　2014年及び2015年に進捗状況を報告
② 国の統計、地図、選挙結果、予算のデータを「キー・データセット」として公表・利用可能な状態とし、データの粒度やアクセス性を向上させる
③ 国家の重要な機能に関するオープンデータの供給の増加に努力し、G8共通のデータ種類を特定する作業を実施する（2013年12月までに）。特定したデータを2014年12月までに公表することを目標とする。
④ メタデータのマッピング（一覧表）の作成・維持管理を行う

＜参考＞日本のオープンデータ憲章アクションプランの概要

（背景）　2013年6月に英国で開催されたG8サミットで、オープンデータ憲章が合意。　（平成25年10月29日　各府省CIO連絡会議決定）
憲章別添の「共同アクション」において、価値が高いデータのカテゴリとして「キー・データセット」と「ハイバリュー・データセット」が示され、2013年10月に、各国のアクションプランを作成し、Ｇ８で公表することが合意。

１．総論（オープンデータの経緯）

○　日本のオープンデータの取組の背景・概況につき、以下を記載。
推進体制　：ＩＴ政策担当大臣、ＩＴ総合戦略本部、政府ＣＩＯ、電子行政オープンデータ実務者会議。
オープンデータの推進に関する方針・決定
：「電子行政オープンデータ戦略」（平成24年7月IT戦略本部決定）」、「世界最先端ＩＴ国家創造宣言（平成25年6月閣議決定）」、「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ（平成25年6月IT総合戦略本部決定）」、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）（平成25年6月各府省CIO連絡会議決定）」

２．取組内容（具体的コミットメント）

（１）キー・データセット及びハイバリュー・データセットの公開に関する取組
今後の取組予定として、「オープンライセンスの下、オープンフォーマットで機械判読可能なデータを利用可能とする」取組を、2013年秋ないし2014年度から順次拡大することをコミット。
※「キー・データセット」（国の統計、地図、選挙、予算）
「ハイバリュー・データセット」（企業、犯罪と司法、地球観測、教育、エネルギーと環境、財政と契約、地理空間、国際開発、政府の説明責任と民主主義、健康、科学と研究、統計、社会的流動性と福祉、交通とインフラ）

（２）その他の取組
○ 2013年秋に国のオープンデータのポータルサイトの試行版を開設し、2014年度中に本格稼働を開始。
○ ポータルサイトにおいて国民の意見を受け付ける等の方法により、国民の参加を得てオープンデータを推進。
○ オープンデータを利用して開発されたアプリケーション等の活用事例を、ポータルサイトにおいて紹介し、イノベーターを支援。
○ 電子行政オープンデータ実務者会議において、オープンデータ取組状況についてフォローアップを行い、その内容を公表。

３．別添「データセット別の公開の現状と今後の取組予定」（具体的データの公開状況・予定）

以下の項目について、データごとに、現状と取組予定を一覧表に整理。
・公開データのＵＲＬ、・機械判読可能性、・オープンフォーマット性、・無料/有料、・オープンライセンス　等

4. データカタログサイト（試行版）の公開および、今後の展望と課題

（１）データカタログサイト『DATA.GO.JP』（試行版）の概要

平成25年12月20日、データカタログサイト「DATA.GO.JP」試行版を公開

サイトアドレス | http://www.data.go.jp/

1　主な機能

①府省のデータ検索

府省が公開しているデータを横断検索できる機能。検索結果から、そのデータに関する説明（メタデータ）を確認でき、府省の公開ＵＲＬからダウンロードできる。

②関連の取組のリンク等

利活用の参考にできるよう、政府の方針・決定、公共データ活用事例、府省の個別データベースサイトを紹介。

③利用者からの意見受付コーナー

掲載しているデータのデータ形式、現在掲載されていないデータの掲載等に関する意見を受け付ける。

2　利用ルールについて

掲載しているデータは、国以外の者が権利を有する部分を除き、基本的に、編集・加工等が可能なデータ（国が著作権を有するデータは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのCC-BYによりライセンス）。なお、著作権以外に、法令上の規制・手続がある場合、それらに影響を及ぼすものではない。

（２）データカタログサイト『DATA.GO.JP』（試行版）の検索フローについて

検索画面

検索

①キーワードとして「オープンデータ」を検索

②「日本のオープンデータ憲章アクションプラン」を選択

選択されたデータセットの表示

「日本のオープンデータ憲章アクションプラン」のいくつかの情報から「日本のオープンデータ憲章アクションプランの概要」を選択

選択されたデータの表示

ダウンロード

（３）データカタログサイト『DATA.GO.JP』（試行版）のメタデータ（抜粋）

	項目	内容	サンプル
データセット	タイトル	データセットのタイトルを設定 ホームページに掲載されている内容から作成したタイトル名を記載	情報通信白書_平成12年版
	組織名	データセットの作成者である府省名を設定	総務省
	公表者	データセットの公表者である部局名を記述	情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室
	説明	データセットを説明する100文字以内の文章	総務省が発行している情報通信白書の平成12年度版
	タグ	データセットの検索を容易にするための検索キーワードを設定	情報通信業、白書（年次報告）
リソース	名前	リソースの名称を設定 ホームページ情報からリンクが張られているファイル名称等を設定	はじめに～21世紀の課題
	URL	リソースのリンク先となるURLを記載する。	http://www.soumu.go.jp/xxxx_yyyyy.htm
	説明	リソースを説明する100文字以内の文章	総務省が発行している情報通信白書の平成12年度版の「はじめに～21世紀の課題」のHTMLファイルです。
	データ形式	リソースのリンク先にあるファイルの拡張子を設定	html
	ファイルサイズ	ファイルの容量を設定	20k
	ライセンスID	リソースのライセンスを設定	CC-BY

※本格版において一部変更予定

（３）データカタログサイト『DATA.GO.JP』（試行版）のメタデータ（抜粋）

※本格版において一部変更予定

（４）データカタログサイト『DATA.GO.JP』（試行版）APIについて

データカタログサイト「DATA.GO.JP」

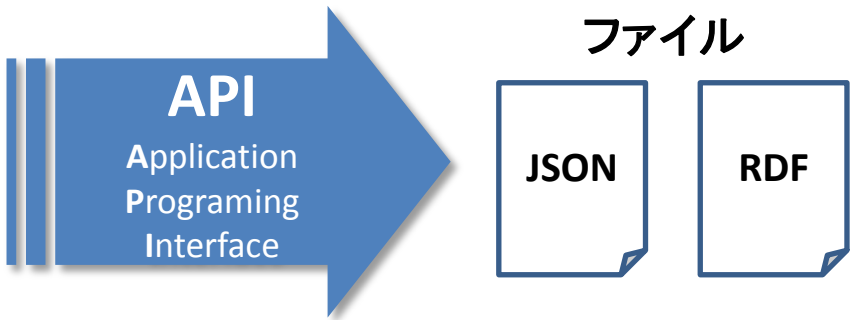

- 機械的に自動処理が行えるように、データセットや、リソース、グループに関するキーワードで検索したり、キーワードに該当するメタデータを取得するAPIを提供
- 取得できるメタデータの形式は、利用しやすいJSON形式やRDF形式でメタデータをダウンロード可能

（５）データカタログサイト『DATA.GO.JP』（試行版）の利用規約

本サイトのデータカタログにメタデータを公開しているデータ及び当該メタデータ（以下「対象データ」といいます。）は、以下の条件の下、自由に利用できます。

第１条（国の著作権）
国が著作権を有する著作物の利用（複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等）については、リソースごとのメタデータのresourse_licence_id欄に記載するクリエイティブ・コモンズ・ライセンス（以下「CCライセンス」という。）の表示2.1日本（http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/legalcodeに規定される著作権利用許諾条件を指す。resourse_licence_id欄には「CC-BY」と表記。）によるものとします。なお、数値データ、簡単な表・グラフ等のデータは著作権の対象ではありませんので、resourse_licence_id欄にCCライセンスの記載がある場合でも、当該リソースのうち、これらの対象データについてはCCライセンスの適用はなく、自由に利用できます。

第２条（第三者の権利）

第３条（無保証）

第４条（他のサイトの利用規約との関係）

第５条（準拠法と合意管轄）

（利用に当たってのお願いとご注意）

＜参考＞データカタログサイト『DATA.GO.JP』（試行版）における掲載データの概要

データセット数

データセットの大分類	データセット数	比率	リソース数
総数	10,411	100%	199,090
予算、決算、調達情報	3,431	33%	34,478
統計情報	2,927	28%	42,918
防災・減災情報	1,526	15%	5,278
白書（年次報告）	1,472	14%	108,032
地理空間情報	458	4%	5,620
人の移動に関する情報	222	2%	820
コード情報	146	1%	368
その他	229	2%	1,576

言語別データセット数

言語別分類	データセット数	比率	リソース数
総数	10,411	100.0%	199,090
日本語	10,088	96.9%	192,172
英語	315	3.0%	6,829
日本語＋英語	8	0.1%	89

平成26年5月30日現在

＜参考＞データカタログサイト『DATA.GO.JP』（試行版）における掲載データの概要

府省別データセット数

府省名	データセット数	比率
国土交通省	2697	26%
経済産業省	1396	13%
文部科学省	832	8%
環境省	802	8%
内閣府	758	7%
財務省	752	7%
厚生労働省	705	7%
総務省	438	4%
法務省	438	4%
農林水産省	379	4%
警察庁	289	3%
防衛省	260	2%
公正取引委員会	159	2%
人事院	129	1%
金融庁	95	1%
外務省	94	1%
宮内庁	78	1%
消費者庁	45	0%
内閣法制局	34	0%
内閣官房	20	0%
復興庁	11	0%

形式別データセット数

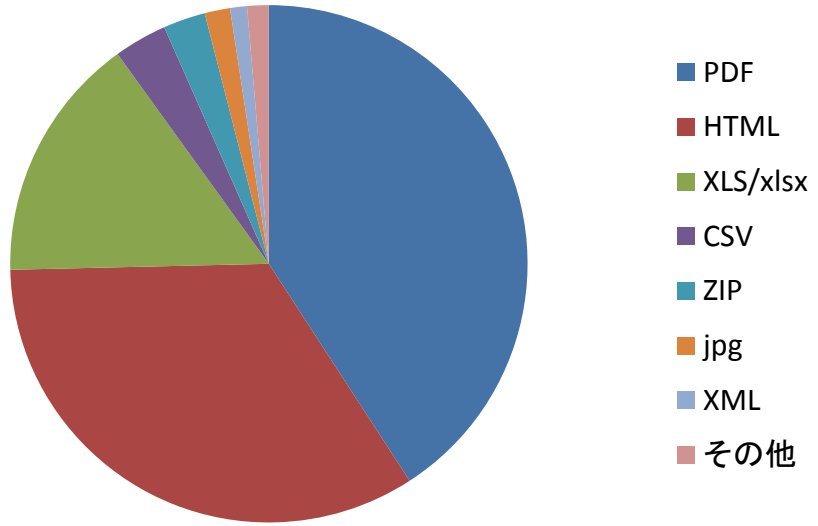

形式	データセット数	比率
PDF	5453	41%
HTML	4512	34%
XLS/xlsx	2059	15%
CSV	443	3%
ZIP	352	3%
jpg	212	2%
XML	141	1%

※複数の形式のリソースを含むデータセットがあるため、合計は、単純なデータセット総数を超える。

平成26年5月30日現在

＜参考＞データカタログサイト『DATA.GO.JP』（試行版）における掲載データの例

総務省
情報通信白書

従来、PDFだけで公開していた資料に加え、

・データカタログサイト試行版で公開
（二次利用可能な利用条件ライセンスでの公開）
・資料中の数値データ等をCSV形式のファイルで公開
（機械判読可能なデータ形式）

農林水産省
農作業と健康についてのエビデンス把握手法等検討委員会

・調査結果の分析前の単純集計データをエクセル形式のファイルで新たに公開
（分析後の結果はPDF形式で公開）

（６）データカタログサイトの利点（まとめ）

1 **掲載データにはメタデータが付加**
関連するデータを一覧することが可能

＊メタデータとは、データについての説明情報。
＊試行版では、タイトル、作成府省名、公開日、データ形式、ファイルサイズ、検索用キーワード等を付加。

2 **利用規約を整備し、掲載データは、一定の条件の下、編集・加工等、自由に利用が可能**

＊国以外の者が権利を有するデータを除く。条件は、基本的には出典表示。

3 **意見受付コーナーから、掲載データ等に関する意見・要望を各府省に伝えることが可能**

＊意見・要望は回答と合わせてサイトで公開

（７）オープンデータの今後の取組事項について

データカタログサイト「DATA.GO.JP」の活用

データ活用促進

- コンテスト等の支援
- 開発されたアプリ等を紹介

一体的に推進

データ・機能充実

- 利用者意見等によるデータ充実

内閣官房、実務者会議における当面の取組や検討事項

- 自治体への普及
  - 多くの自治体への取組の普及（ボトムアップ）
  - 自治体の取組に関する考え方の整理（重点分野、データ公開の方法等）
- 各府省ホームページの利用ルール見直し
  - 「政府標準利用規約」の適用推進
  - 見直し状況のフォローアップ
- データカタログサイト本格版の運用開始
  - インターフェースの改善（検索、英語対応強化）
  - メタデータの強化（国際対応強化等）
  - APIにより取得できるメタデータ項目の拡大

ご清聴、ありがとうございました。

ご質問・ご意見があればお願いします。